

防府市学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会
設置要綱

平成18年6月15日制定

(目的)

第1条 防府市学校給食センターにおける調理等業務の委託業者を選定するため、防府市学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 調理等業務委託業者の選定に関すること。
- (2) その他、選定にあたって必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 中学校保護者代表 2人
- (2) 中学校校長会代表
- (3) 中学校養護教諭代表
- (4) 学識経験者
- (5) 国府中学校栄養教諭 2人
- (6) 教育委員会教育長
- (7) 教育委員会学校教育課長
- (8) 教育委員会学校教育課職員(栄養士)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、教育委員会教育長をもって充て、会務を総括する。

2 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した委員とし、委員長に事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、公開とする。ただし、委員会が会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な審議等に支障が生ずると認めるときは、公開しないことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する業者の選定の報告をもって終了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、防府市教育委員会教育部学校教育課で行う。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。